

当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会条例

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「総合戦略」という。）の策定を行うため、当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、町長の諮問に応じ、総合戦略の策定に関する事項について、必要な調査及び審議を行い、答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10名以内で組織し、総合戦略の策定に向けた審議を行うために必要な経験及び識見を有する者から、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、企画部に置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。